

国立大学法人群馬大学不正調査に関する委員会内規

平成 27. 3. 25 制定

(趣 旨)

第 1 条 国立大学法人群馬大学研究活動等における不正に対する措置に関する内規（以下「不正措置内規」という。）第 25 条に規定する本学における不正が生じた場合の調査を行う研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第 2 条 研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会は、学長の下、本学における不正に対し毅然とした立場において対応し、不正の調査・審査を行う。

2 研究活動等調査委員会は、前項の調査・審査と併せ不正防止に関し、調査結果から防止策の提言を行う。

3 研究活動等調査委員会は、第 1 項の調査・審査の結果を学長に報告しなければならない。

(組 織)

第 3 条 研究活動等調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長が指名する理事又は副学長

(2) 教職員のうち学長が指名する者

(3) 研究活動又は不正事案に関し識見を有する学外者

(4) 法律等に関し専門知識を有する学外者

2 研究活動等調査委員会は、委員の過半数が前項第 3 号及び第 4 号の委員で構成されなければならない。

3 研究活動等調査委員会委員は、告発者及び被告発者と不正を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害がない等の直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 研究活動等調査委員会に委員長を置き、第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。なお、前項に規定する利害関係を有する者に該当するときは、学長が改めて指名する理事又は副学長をもって充てる。

5 研究活動等調査委員会委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

6 不正措置内規第 8 条第 1 項及び第 9 条第 3 項に規定する学部等調査委員会は、予備調査及び本調査の専門的事項を調査する。

7 学部等調査委員会委員は、研究活動等調査委員会委員長が指名する者、研究分野の専門家、被告発者の所属する学部等以外の者を構成員とする。

(任 期)

第 4 条 前条第 1 項の委員の任期は、不正事案の調査・審査が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の交代)

第5条 不正措置内規第10条第3項、第18条第4項に規定する変更又は追加は学長が行う。

(会議)

第6条 研究活動等調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、研究活動等調査委員会委員長の決するところによる。

(報告・認定)

第7条 学部等調査委員会は、予備調査が終了したときは、研究行動規範委員会又は資金適正執行委員会に報告する。

2 学部等調査委員会は、予備調査、専門的事項の調査が終了したときは、速やかに研究活動等調査委員会委員長に結果を報告しなければならない。

3 研究活動等調査委員会は、中間報告を学長の指示及び不正の事実が一部でも確認され認定した場合は、速やかに学長に報告するとともに、研究行動規範委員会又は資金適正執行委員会に報告する。

4 研究活動等調査委員会における認定は、不正措置内規第17条の規定により行い、学長に報告するとともに、研究行動規範委員会又は資金適正執行委員会に報告する。

5 研究活動等調査委員会の不服申立て審査及び再調査が終了したときは、学長に報告するとともに、研究行動規範委員会又は資金適正執行委員会に報告する。

(合同調査)

第8条 他機関と合同で調査を行う場合は、他機関と協力の上、誠実に調査をしなければならない。

2 調査に関する必要な事項は、他機関と協議の上、決定する。

(委員以外の者の出席)

第9条 研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 研究活動等調査委員会及び学部等調査委員会委員は、この内規に基づく調査等により知り得ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(読替え)

第11条 学長が告発又は不正の疑いに関与した者とされたときは、内規中、学長とあるのを学長の職務代行と読み替えるものとする。また、学長が、告発者及び被告発者と不正を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害関係を有する場合においても学長とあるのを学長の職務代行と読み替えるものとする。

(事務)

第12条 研究活動等調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て、研究活動における不正行為は研究推進部研究推進課、不正使用は財務部財務課において処理する。

2 学部等調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て、学部等の事務において処理する。
(内規の改廃)

第13条 この内規の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第14条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成27年3月25日から施行する。